

【 検 査 】

203 尿沈渣（鏡検法）の注3に規定する染色標本加算の算定について

《令和6年6月28日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD002尿沈渣（鏡検法）の注3に規定する染色標本加算の算定は、原則として認められる。
 - (1) 尿路感染症(疑い含む。)
 - (2) 腎炎（疑い含む。)
 - (3) 腎盂腎炎
 - (4) 腎（機能）障害（疑い含む。)
 - (5) 腎不全（疑い含む。)
 - (6) 慢性腎臓病
 - (7) 特発性腎出血
 - (8) 前立腺炎
- ② 次の傷病名に対するD002尿沈渣（鏡検法）の注3に規定する染色標本加算の算定は、原則として認められない。
 - (1) 急性上気道炎
 - (2) 高血圧症
 - (3) 腹痛

○ 取扱いを作成した根拠等

尿沈渣（鏡検法）は、無染色で観察する場合と染色して観察する場合とがある。

急性上気道炎、高血圧症、腹痛では単に異常所見の有無を判断することが目的であり無染色の観察でも対応できるが、尿路系疾患では異常所見を伴うのが通例であり、その性状の正確な観察が必要であり、染色標本による観察を要する。

以上のことから、尿路感染症(疑い含む。)、腎炎（疑い含む。）、腎盂腎炎、腎（機能）障害（疑い含む。）、腎不全（疑い含む。）、慢性腎臓病、特発性腎出血、前立腺炎に対する尿沈渣（鏡検法）の注3に規定する染色標本加算の算定は原則として認められ、急性上気道炎、高血圧症、腹痛に対する算定は原則として認められないと判断した。